

オークション規約

第一章	総則
第二章	会員登録
第三章	会員の権利義務
第四章	出品・落札
第五章	書類決済
第六章	代金決済
第七章	自動車税・名義変更
第八章	検査
第九章	クレーム
第十章	その他

中商連オートオークション統一ルール

※中商連オートオークションルールにない事項については関東甲信越オークション統一基準を適用します

関東甲信越オークション統一基準

第一章 総則

第1条(目的)

本規約は長野県中古自動車販売商工組合(以下 長野中販と省略する)が開催するオートオークションを公正かつ円滑に運営することにより、中古自動車の流通機構の整備と合理的な価格体系を確立し、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第2条(名称)

長野中販が行うオートオークションをJ U長野オートオークションと称する。

第3条(所在地)

J U長野オートオークション(以下 J U長野A Aと省略する)を長野県塩尻市広丘吉田525-3に置く。

第4条(オークションの方法)

J U長野A Aにおける、出品・成約・落札等すべての取引は、ポス&コンピューターシステムによって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

第5条(規約・細則・規定・基準の改定)

- 1、J U長野A Aは諸般の情勢変化により本規約等の改定を必要と認めた場合随時・任意にこれを改定できるものとする。
- 2、改定された規約等は、会員に以下の方法のいずれかで告知することとする。
 - ① 会場への掲示
 - ② J U長野A Aが発行する会報等
 - ③ 会員宛の f a x
 - ④ 会員向けホームページへの掲載
- 3、改定後の規約等は適用実施日以降のオークションに適用され、それ以前のオークションについては従前の規約を適用する。

第6条(データの所有権)

- 1、J U長野A Aに出品・成約・落札された車両の登録データの知的所有権及び使用権は長野中販に帰属する物とする。
- 2、会員及び第三者がこれを長野中販の許可無く使用・転載することを禁じる。

第7条(データの開示)

- 1、長野中販はJ U長野A Aのデータを必要に応じて、利用・開示・提供することが出来る。
- 2、警察・裁判所・公取協・メーター管理システム・A A関連企業等からの要請により、J

U長野AAのデータを開示・提供する場合がある。

- 3、日本中古自動車販売商工組合連合会・他オークション会場などに会員の取引状況・代金決済状況を、照会又は報告する場合がある
- 4、1,2,3 について会員は同意することとする。

第8条(運営上の免責)

JU長野AAにてポスシステムや設備の故障、天災、その他不測の事態により生じる、損害(会場内の車両の損害も含む)について長野中販は賠償責任を負わないものとする。

第9条(紛争の処理)

取引上の紛争についてJU長野AAは中立の立場で紛争処理にあたることとする。ただし調整がつかない場合や、特殊な事情がある場合、紛争の裁定をすることがある。会員はその裁定に無条件で従わなければならない。

第10条(合意管轄)

会員と長野中販及びJU長野AAとの間に紛争が生じた場合には、当該紛争の裁判所を長野中販及びJU長野AA所在地の管轄裁判所とする。

第二章 会員登録

第11条(参加資格)

JU長野AAに参加できる者は、中古自動車取扱古物許可証を有し、なおかつ以下のいずれかの資格を有した者とする。

- 1、長野県中古自動車販売商工組合の組合員。
- 2、長野県中古自動車販売協会の会員。
- 3、中商連オークションメンバーカードの交付を受けたもの。
- 4、JU長野が参加を認めた新車ディーラー。
- 5、特別参加者(オークション会員)として承認を受けたもの。
- 6、JU長野AAに未登録で、他の会場においてJU入札ネットに加盟承認された会員
※JU入札ネットに加盟承認された参加者は登録会員とみなすため、次条の登録は不要とする。JU入札ネット登録会員は、JU長野AAの登録会員と同等の権利と義務を有するが、入札以外でのオークション参加を認めない。
- 7、その他外部落札システム参加者

第12条(登録)

JU長野AAに参加するには、別途定める登録手続きを完了しなければならない。

登録に際し、長野中販に入会金・登録料を支払うこととする。入会金・登録料は脱会(登録の抹消)しても返金しないものとする。

第13条(登録期間)

登録期間及び更新は次に定める通りとする。

- 1、登録会員の登録期間は登録の日より2年間とする。
- 2、登録期間満了3ヶ月前までに当事者双方いずれかからも意義申し立てがない場合は、さらに2年更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3、会員は更新に際し、更新料・IDカード作成料・年会費等をJU長野に支払うこととする。

第14条(登録保証金)

- 1、長野中販と登録契約を締結した者は、長野中販に対して速やかに登録保証金を預託しなければならない。
- 2、登録保証金の額は別途定める。
- 3、登録保証金は預託期間の長短に関わらず無利息とする。
- 4、登録保証金は登録会員が長野中販及びJU長野AAに対して負担する一切の債務を担保するものとする。
- 5、登録保証金の金額が不足するにいたった時は、長野中販の指定した期日までに当該不足金を補填しなければならない。

第15条(相殺の禁止)

会員は長野中販及に対して負担する債務と登録保証金とを相殺することは出来ない。

第16条(ポスカード・IDカード)

- 1、長野中販は、J U長野AA登録契約を締結した者に対し、IDカード(メンバーカード)・ポスカードを交付する。
- 2、J U長野AAに参加する者は、IDカードを胸の見え易い場所に表示しなければならない。未着用者の参加・入場を認めない。
- 3、会員はJ U長野AAに参加する都度、ポスカードにて参加承認を受けるものとする。
- 4、ポスカード及びIDカードは他人に貸与・転売しないこととする。ポスカード及びIDカードの不正利用があった場合、登録契約は抹消となります。
- 5、IDカード及びポスカードの一切の管理責任は登録会員にあり、第三者の悪意による場合でも、すべての責任を負うものとする。
- 6、オークション当日、IDカード及びポスカードを忘れた場合、別途定める貸与手数料を支払うことにより仮カードを貸与する。

第17条(カードの紛失・破損・盗難)

- 1、ポスカード及びIDカードを紛失・破損・盗難等した場合、別途定める再発行手数料の支払いにより再交付する。
- 2、ポスカード及びIDカードを紛失・破損・盗難等した会員は、これによって生ずる一切の紛争について責任を負担しなければならない。

第18条(登録契約の抹消(脱会)及び登録保証金の返還)

- 1、J U長野AA登録契約を抹消(脱会)する場合は、所定の脱会届を提出する。ただし長野中販に対して債務等がある場合は速やかに精算することとする。
- 2、脱会届とポスカード・IDカード・登録保証金預り証と引き換えに登録保証金を返還する。

第19条(登録契約の強制解除)

会員が下記のいずれかに該当した場合、長野中販は事前告知を要せず会員登録を強制解除することができる。

- 1、第11条の会員の資格要件を満たさなくなったとき。
- 2、監督官庁より営業の取り消し又は停止の処分等を受けたとき。
- 3、会員が差押え・仮押え・仮処分の申立てを受けたとき、又は破産・和議・会社更生・民事再生・会社整理等の法的整理手続きの申立てがなされたとき。
- 4、会員が手形・小切手の不渡り、または銀行取引停止処分を受けたとき。

- 5、会員が営業譲渡・解散または他の会社との合併したとき。
- 6、会員が長野中販に対して有する債権を他に譲渡し、またはこの債権について他より差押え・仮押え・仮処分等の処分を受けたとき。
- 7、会員との連絡が1年以上取れなくなった場合。
- 8、長野中販及びJ U長野AAが定める、本規約のほか、諸規定などに違反した場合。
- 9、信用状態が著しく悪化したと判断される時。
- 10、会員及び会員代表者が社会的に信用を損ねる行為があったとき。
- 11、出品車両の不具合を故意に隠蔽するなどの行為があったとき。
- 12、クレーム申立てが、異常に多いとJ U長野が判断したとき。
- 13、会員が車輛代等を期限までに支払わないとき。
- 14、会員が車輛代等の支払を再三に渡り遅延したとき。
- 15、会員の連帯保証人・推薦人がその地位を辞任したとき。
- 16、その他J U長野AA登録会員としてふさわしくないとJ U長野が判断する行為があったとき。
- 17、オークション会場の設備・備品等を故意に破損したとき。
- 18、会場の内外を問わずオークション関係者に暴力行為をしたとき。

第三章 会員の権利義務

第20条(会員の権利)

- 1、会員はJ U長野がオークション参加者に提供する会場・設備をJ U長野が認める範囲で使用することが出来る。
- 2、J U長野AAに参加して車両を出品・落札することができる。

第21条(会員の権利の制限)

- 1、J U長野AAは会員に対し、取引条件、落札限度額の設定をすることができる。
- 2、会員が車両代等の支払いの遅滞をした場合、遅滞が解消するまでの間はオークション参加を制限できるものとする。
- 3、会員が他のオークション会場やJ U長野の提携先等において代金遅延を含むトラブル等があり、その連絡をJ U長野が受けた場合、そのトラブルが完全に解決するまで、会員の権利の一部もしくは全部を制限することができる。
- 4、会員と長野中販及びJ U長野AAとの間に紛争が生じた場合は、その紛争が解決するまでの間、長野中販及びJU長野AAは会員の有する一切の権利を制限できるものとする。

第22条(会員の義務)

- 1、会員は、本規約及びJ U長野AAが定める、規定等を遵守しなければならない。
- 2、会員はオークション参加にあたり、他の参加者の迷惑になる行為やオークションの正常な運営を妨げる行為をしてはならない。
- 3、会員は、J U長野AAに参加するにあたり、J U長野のオークションシステム・本規約・諸規定を熟知・習得して参加するものとする。

第23条(禁止行為)

オークション参加会員は以下のことをしてはならない。

- 1、出品車両をオークションによらず直接商談すること。
- 2、自社の出品車を出品店自ら落札しようとする行為、またはこれに類似する行為(さくら行為)。
- 3、事務局・調整室に許可無く立ち入る行為。
- 4、会員以外のものに対して、名義貸し及び代行出品・落札など。
- 5、会員以外の者を伴っての入場。
- 6、他の参加者の迷惑になる行為やオークションの正常な運営を妨げる行為。
- 7、会場の内外を問わず、オークション関係者への暴言・暴力行為
- 8、その他、本規約及びJ U長野AAが定める、規定等に違反する行為。

第24条(罰則)

会員が本規約及びJ U長野AAが定める、規定等に違反する行為をしたときは、その違反

の程度により下記の罰則を課することができる。

- 1、始末書の提出
- 2、ペナルティーの支払い
- 3、退場
- 4、オークション参加停止
- 5、除名

第四章 出品・落札

第25条(出品)

会員は次条以下に定めることにより、J U長野AAに車両を出品できる。

ただしJ U長野AAは必要に応じて、出品車両の台数・車種・年式・評価・コーナー等を制限することができる。

第26条(出品店の誠実義務)

- 1、出品車両はエンドユーザーの立場に立って、車両の点検整備を行い、車歴・年式・仕様・品質・機能・修復歴・状態等を誠実に申告しなければならない。
- 2、出品の申し込みは、出品車両の所要事項をJ U長野AA指定の出品申込書に、正確かつ確実に記入しなければならない。
- 3、出品申込書に、虚偽の記載・誤記入・記入もれ・紛らわしい表示等によって発生する、トラブルの全ての責任は、出品店が負うものとする。

第27条(出品車両の条件)

出品車両は以下の条件を備えていなければならない。ただし、J U長野AAの許可を得て出品した場合は、この限りではない。

- 1、一般走行・安全走行ができる車両であること。
- 2、事故現状車・粗悪車でないこと。
- 3、燃料10リットル以上の残量があること。
- 4、スペアタイヤ・ジャッキ・工具が具備していること。
- 5、譲渡書類が別途定める期日までに決済できること。
- 6、出品申込書の所要事項が正確に、漏れなく記載されていること。
- 7、記載事項以外に不具合箇所・瑕疵箇所のないこと。
- 8、出品して成約なった車両がエンジン不調等により搬出できない場合は、クレーム対象外の車両であっても出品店責任により、整備・修理することとする。

第28条(整備手数料)

出品車両が前条の基準に反するため、J U長野AAにおいて整備等をした場合、出品店は整備費用に加え整備手数料を支払わなければならない。ただし基準違反であることを認めて出品した車両についてはこの限りではない。

第29条(出品申込書記入の所要事項)

出品店は、下記所要事項を正確に申告しなければならない。記載もれ誤記載はクレームとなる場合があります。

- 1、年式(初度登録)・車名・グレード
- 2、車歴(自家用・レンタカー・事業用・特殊用途車等)

- 3、排気量・型式
- 4、車検有効期限
- 5、登録ナンバー(車検切れの場合は、AA 当日中に落札店より抹消依頼があった場合は出品店にて抹消する、抹消依頼が無い場合には継続扱いとして継続検査に必要な書類を用意するものとする。)
- 6、フレームナンバー
- 7、走行距離
 - ① 未記入の場合は表示走行距離を実走行とみなす。
 - ② 距離不明の疑いがある場合は『#』を付すこと。
※実際に改ざん車だった場合はクレーム対象(ノーペナルティーキャンセルのみ)
 - ③ メーター交換歴があり、交換時の走行が証明(保証書記載・記録簿等)できる場合は走行欄に現在の表示走行を記入し、『\$』を付し、注意事項に交換時の距離を記入。
 - ④ メーター改ざん車・メーター交換歴車で記録が無いもの・過去に不明車でオークション出品歴が有り実走行の特定が出品店にてできないものは、走行欄に現在の表示走行を記入し、『※』を付すこと。
- 8、塗色(可能な限りカラーコードも記入) 色替の場合は必ず申告
- 9、燃料(ガソリン・軽油・LPG等) ※G・Dなど記号表示も可とする。
- 10、シフト(F5・C5・FATなど)※ATのみの表記も可※インパネATはCATと表記も可。
- 11、冷房(AC・クーラーなど)
- 12、改造・構造変更等がある場合はその内容
- 13、乗車定員(商用バン等で、1列シート等の場合は必ず申告してください)
- 14、積載量
- 15、機関・構造上の不具合
- 16、修復歴・修復箇所
- 17、平行輸入車は明記する。
- 18、外車はディーラー・平行輸入車ともモデルを記入 ※未記入はモデル不明とみなす。
※ハンドル位置も記入(右ハンドル・左ハンドル)
- 19、低グレードとなる、特別装備限定車、地域限定車
- 20、レスオプション車
- 21、災害車(冠水車・火災車・消化剤散布車等)
- 22、内外装の傷など。
- 23、登録遅れ(マイナー・モデルチェンジより6ヶ月以上経過し且つ年をまたいだもの)
- 24、タイヤ(スタットレス・規格外など)

第30条(手数料)

- 1、会員はオークションにおいて出品・成約・落札した場合、長野中販に手数料を支払わなければならない。
- 2、手数料の額は別途定めることとする。

第31条(備品)

保証書・整備手帳・取扱説明書・リモコン・ナビロム・無線機など容易に車外へ持ち出しができる物は、車載せず成約書類と一緒に提出することとする。万一、車載したことにより紛失してもJ U長野A Aは一切の責任を負わない。

第32条(車両の搬入)

- 1、出品車両の搬入はJ U長野A Aが定めた時間内に行うものとする。
- 2、出品車両の搬入の際は、係員の指示により指定する位置に搬入することとする。
- 3、出品車両を搬入する場合、所要事項を記入した出品申込書を車載しなければならない。
- 4、車両搬入後の出品取消しは、原則として認めない。特別な事情によりJ U長野A Aが出品取消しを認めた場合であっても、出品料の支払いを免れない

第33条(出品停止)

J U長野A Aは以下に示す、オークションに流通すべきでない判断した車両の出品を停止する。ただし、J U長野A Aが出品を認めた場合この限りではない。なお、出品を停止した場合であっても、出品店は出品料の支払いは免れない。

- 1、接合車・盗難車
- 2、事故現状車・燃料漏れ
- 3、車検有りの車両にもかかわらずナンバーの無い車両（軽自動車を除く）
- 4、封印の無い車両（軽自動車を除く）
- 5、出品申込書の所要事項の全部または一部に記入が無い車両。
- 6、その他、J U長野が出品車両として問題があると判断した場合

第34条(出品一覧表)

J U長野A Aが参加者に配布する出品一覧表は参考資料であり、万一間違いがあっても一切のクレーム受付を致しません。また参加者は出品一覧表の相違を発見した場合、速やかに係員に申し出てください。

第35条(価格調整)

- 1、セリ機の調整はJ U長野A Aが指定するコンダクターが行う。
- 2、出品申込書の所定の欄に、スタート・希望価格を記入してください。
- 3、記載された価格をもとにコンダクターが調整します。

- 4、価格調整はオークション当日、出品店が調整室にてコンダクターに価格を伝えて行うものとします。なお、出品店が不在の場合は記入された希望価格の2万円下からコンダクター権限により、落札処理をします。
- 5、再セリは、最終応札価格からのスタート売切りとなります。
- 6、出品店は明確にコンダクターに意思表示するものとし、万一不明瞭な表現により流札・落札になっても一切の責任は出品店に帰するものとする。
- 7、調整室において、紛らわしい言動をした場合、言動に起因する全ての責任を取っていただきます。

第36条(落札店の車両確認義務)

- 1、落札店は事前に十分な下見をした上で、オークションに参加する義務があります。よって現車確認できる事項については、検査等の見落としがあつた場合でも原則ノークレームとなります。入札ネットなどの外部応札システムを利用して落札する場合には下見代行サービス等を利用して現車確認をした上で、落札することとする。
- 2、落札店は自社落札した車両について、再度確認をして現車と申告内容に相違がないか、クレーム受付期間内に確認・申告するものとします。
- 3、クレームの受付は、JU長野が定めるクレーム規定・中商連オートオークションルール・関連協統一基準等を適用します。ただし基準に無い事項については、JU長野AAの流通委員会の裁定によるものとします。ローカルルールが一部摘要になる場合があります。
- 4、クレーム受付期間は、JU長野が定めるクレーム規定及び中商連オートオークションルール・関連協統一基準等による最終受付日の午後5時までとします。電話での受付としますが、最終日が祝祭日等の場合のみFAXにて受付します。最終日が休日等でも受付日の延長はしません。FAXでの受付の場合、休日明けの10時までにJU長野に確認の電話連絡を入れるものとする。FAXの未着及び確認連絡が無い場合は受付となりません。上記以外での受付・期間外の受付をしません。
- 5、出品申込書に『ナンバー応談』等の記載がある場合、落札店は出品店にオークション当日に継続・落札のいずれかの意思表示をする事とします。意思表示のない場合は継続扱いとする。なお、車検有効期限が翌月以降有る車両の抹消依頼をする場合、¥3,000の抹消手数料を落札店に負担いただきます。※クレーム等によりキャンセルとなった場合でも抹消手数料は返還しません。また車検残のある車両を抹消依頼により抹消した車両が、クレーム等によりキャンセルになった場合でも出品店への補償はしません。
- 6、クレーム申立て期間内に相違等の申告がなかった場合、落札店は確認のうえ受領したものとみなし、以後落札店の有する一切の権利を放棄した事とします。

第37条(買い間違い・売り間違いによるキャンセル)

出品店及び落札店は別途定める規定によりキャンセルすることができる。尚、いずれのキャンセルの場合でも出品料は出品店の負担とする。

第38条(商談成約)

流札車の購入を申し込む場合は、検索機にて最終応札価格に所定の金額を上乗せして商談申し込みをする。商談の成立は、申込者の提示した金額を出品店が了解した時点とする。

第39条(車両の搬出)

- 1、車両の搬出は、J U長野A Aが定めた時間内に行う。
- 2、J U長野A Aは落札車両の搬出を制限することができる。会員はそれに従うものとする。
- 3、車両の搬出は、指定された手順を踏みかつ、J U長野A Aが認めた車両に限りできる。
- 4、外部応札システム等での落札車の搬出は、特にJ U長野が認めた場合を除き、入金後の搬出となります。
- 5、流札車・落札車とも搬出期限は、開催週の金曜日の午後5時までとする。ただし申し出のあった車両のみ日曜日まで搬出期限を延長することができる。
- 6、搬出車両の燃料は搬出店の負担とする。
- 7、流札車・落札車を問わず、搬出期限内に搬出されない車両は、再出品車として処理をします。また再出品時には再出品手数料を長野中販に支払うこととします。再出品の希望価格は前回の価格を適用します。ただし落札車の価格は未記入となりますので必ずスタート時間までに、お申し出下さい。
- 8、会員は搬出時に車両と状態図との照合を行うものとする。なお、搬出後の事故、損傷、盗難等については、長野中販は一切の責任を負わないこととする。
- 9、落札車のエンジン不調等により搬出できない場合は、クレーム対象外の車両であっても出品店責任により、整備・修理することとする。
- 10、車両の搬出の際に、リストにない傷等の確認を事務局・警備で行うが、確認は搬出者が傷等の発生に関与していないことを証明するものであり、クレームの申告の受付とはならないので、クレームを申告する場合には落札店より期限内に別途申告するものとする。またJ U長野からは連絡をしない。

第五章 書類決済

第40条(書類受付)

- 1、出品店は成約になった車両の譲渡書類一式(自賠償を含む)を、開催日を含め10日以内にJ U長野AAに提出しなければならない。年末年始・GW・夏季休業など長期休業期間をはさむ場合は別途、提出期限を定め明示するものとする。
- 2、成約車の譲渡書類が、規定内に受付にならない場合、別途定める規定により遅延ペナルティーを出品店に課す事とします。課したペナルティーは落札店へ支払う。譲渡書類のうち、一部の不備による場合もペナルティー対象とする。
- 3、譲渡書類は全国どこの運輸支局・検査登録事務所等においても登録が可能な書類でなければならない。同時移転・相続など、地域によって扱いが異なるものは、原則として受付しません。自社名義にして出品してください。
- 4、譲渡書類のうち、印鑑証明・委任状などの有効期限は書類受付日より1ヶ月以上の有効期限があるものとします。
- 5、書類有効期限が規定期限未満の書類については、出品申込書に記載があっても受付しません。ただし落札店の承諾が得られたものに限り受付します。その場合、規定に基づき早期名変ペナルティーを出品店が落札店へ支払うこととします。
- 6、車検切れ(当月中に切れるものを含む)・ナンバー付車両はオークション終了後およそ1時間以内(搬出前に限る)に落札店より申出があった場合に限り、出品店責任にて抹消する。申出が無い場合には、継続とする。後日の抹消依頼は受け付けできません。

※抹消依頼があった場合、出品店にてナンバーを外して抹消してください。万一外し忘れ等により車輛が搬出となり、ナンバーを落札店より返送する場合には¥2000をペナルティーとして出品店から落札店に支払う事とする。

※ナンバー外しを事務局で代行する場合、¥1000の手数料を出品店より徴収する。

車検付・ナンバー付車両の抹消依頼は、抹消手数料¥3000を支払う事により出品店にて抹消する。

※クレーム等によりキャンセルとなった場合でも抹消手数料は返還しません。また車検残のある車両を抹消依頼により抹消した車両が、クレーム等によりキャンセルになった場合でも出品店への補償はしません。
- 7、車検の有効期限が名義変更の期限に満たない車輛でも出品することが可能ですがその場合、出品店は継続用納税証明書を必ず提出するものとし、提出の無い場合は、書類不備扱いとなりますのでご注意ください。(軽自動車は除く)
- 8、年度内に車検が切れる車輛について、譲渡書類提出時に継続検査用納税証明書の添付が無くても書類不備には致しませんが、落札店より継続検査用納税証明書の依頼があった場合は、出品店は依頼日より10日以内に事務局へ提出して下さい。万一提出ができなければ11日目に1万円、以後1日毎に2千円のペナルティーがかかります。ただし車検満了月の前月より請求ができることとします。
- 9、抹消すべき書類が移転書類で届いた場合、継続検査が可能な書類が完備していたとしても受付しません。ただし落札店の承諾が得られた場合についてはこの限りではない
- 10、譲渡書類は原則、出品店名義にて提出することとする。ただし出品店以外の名義の書

類でも受付する。ただしすべて差し替え可能なものを条件とします。

- 11、J U長野は出品店より送付された書類を受付後に、落札店に送付するものとします。よって受付(送付)した書類に不備があった場合でも、出品店責任とします。

第41条(書類発送)

落札店への書類発送は以下の要件を全て満たしたときに行う。

- 1、長野中販に対する債務の完済
- 2、落札店が出品(成約車両)した全車両の譲渡書類の提出

第42条(落札店の書類確認)

- 1、落札店は、受領した書類について必ず確認を行い、不備があった場合には受領日を含め7日以内にJ U長野AAに申し出なければならない。申し出が無い場合、完備受領した物とみなす。
- 2、落札店が受領した譲渡書類に不備があった場合、出品店は依頼のあった日より、7日以内に完備しなければならない。期間内に完備とならない場合は遅延ペナルティーの対象とする。ただし前項により、受領日より7日以上経過しての申し出については、出品店責任にて書類を完備するが、ペナルティーの対象としない。
- 3、落札店は、書類受領後速やかに名変することとする。
- 4、落札した車両がキャンセルになった場合、速やかに書類をJ U長野AAに返還しなければならない。

第43条(書類差替え)

- 1、譲渡書類の有効期限の失効、書損による差替えについては、別途定める規定による、ペナルティーを落札店に課し、出品店に支払う事により行う事とします。
- 2、書類有効期限が規定未満のものを落札店が承諾した譲渡書類であっても、差替えをする場合、差替えペナルティーの対象となります。
- 3、差替えは全てJ U長野AAを通じて依頼するものとします。万一、出品店・名義人等に直接依頼しトラブルが発生した場合、一切の責任を負っていただきます。また迷惑料などの徴収をする場合があります。
- 4、差替え後の譲渡書類の有効期限は、おおよそ一ヶ月あるものを目安とします。
- 5、差替えを受けた落札店は、速やかに名義変更するものとする。

第六章 代金決済

第44条(会員の代金決済)

- 2、会員は落札した車両の車両代・自動車税・手数料など、オークション精算書にて請求された金額を、オークション開催日を含めて7日以内に支払わなければならない。
- 3、代金決済は、振込み又は現金にて決済する事とする。小切手・手形決済を認めない。
- 4、長野中販に対して、会員の債務がある場合、それが他の車両に関わるものであっても、当該債務が決済されるまで、長野中販は車両の引渡し・落札車両の譲渡書類の送付を拒むことができる。
- 5、会員が長野中販に対する支払いを遅滞した場合、遅滞が解消するまでの間、オークションへの参加を制限することができることとする。
- 6、会員が長野中販に対する支払いを遅滞した場合、別途定める規定によりペナルティーを課す。また遅延状況を日本中古自動車販売商工組合連合会・AA関連企業等に報告する。
- 7、キャンセルが発生し長野中販から請求を受けた場合、当該車両代及びキャンセルに係る費用等を長野中販に速やかに支払うこととする。そのキャンセル費用についても、4項が適用される。

第45条(会員への代金決済)

- 1、出品店に対する成約車両の代金支払いは、当該会員に係る全ての成約車両の譲渡書類が到着・確認後、出品料等の手数料を相殺のうえ、可及的速やかに行うこととする。
- 2、長野中販に対して、会員の債務がある場合、それが他の車両に関わるものであっても、成約車両の代金と当該債務とを相殺して決済することができることとする。

第七章 自動車税・名義変更

第46条（自動車税）

- 1、自動車税はオークション開催月までを出品店負担とし、翌月以降を落札店負担とする。
 - 2、軽自動車については、開催年度までを出品店負担とする。
 - 3、ナンバー付車両については、落札店より名変保証金【未経過月自動車税相当額+ ¥10,000】を預かる。
 - 4、軽自動車については、一律¥20,000 預かる。
 - 5、落札店より送付された名変コピーをもとに、以下の通り精算します。
 - ・落札店が移転登録した場合・・・出品店へ未経過相当額をお支払いします。
 - ・落札店が抹消登録した場合
 - *書類提出時に（還付書類が無い場合）・・・登録結果により振り分けて精算致します。
 - （還付書類が有る場合）・・・出品店へ未経過相当額をお支払いします。
- ※移転登録後の抹消等の自動車税・・・還付書類が書類提出時になく落札店が移転登録後、同年度内に抹消登録して、落札店からその通知を定められた期限内（注1）にJ U長野事務局に提出があった場合、出品店へ後日未経過相当額を請求して、落札店へ支払います。
- 注）落札店は抹消登録後の写しを、登録月の翌月5日までに提出して下さい。
- ※書類提出時に還付書類が無いものは、用意できないものと判断します。
- （後日送付不可）
- ※譲渡書類に還付書類が付いていた場合、落札店は予め有効な還付書類が揃っているかどうか確認して下さい。
- 6、自税等の精算は、月初に締めて中旬に精算をします。自動車税の精算と車両代との相殺はできません。
 - 7、名変保証金は、名変遅延ペナルティー・自動車税・登録証明書請求費用にJ U長野の判断により充当できるものとする。

第47条(名義変更)

- 1、落札店は、譲渡書類を受領後速やかに名義変更しなければならない。
- 2、名義変更期限、送付期限は別途定める規定によるものとする。
- 3、名義変更期限、送付期限いずれか又は両方が遅延した場合、別途定める規定によりペナルティーの対象になります。
- 4、名義変更前に、交通違反などを犯した事により、前使用者又は出品店に迷惑をかけた場合、落札店の責任として別途定める規定によりペナルティーを出品店に支払うものとする。

第八章 検査

48条(検査)

- 1、出品車両検査は、日本中古自動車販売商工組合連合会及び関連協検査基準・NAK 基準に基づき、J U長野が定める検査基準にて行うものとする。
- 2、J U長野AAは必要に応じ、検査基準を随時・任意に変更できることとする。
- 3、検査及び評価点は、オークション参加者に対しての参考資料とすることを目的に行うものであり、会員及び一般消費者を含む第三者に対しての品質を保証するものではありません。よって検査及び評価点に差異があった場合でも一切責任を負いません。

第九章 クレーム

第49条(クレーム)

- 1、出品店・落札店は万が一クレームが発生した場合、理解と協力をもってこれにあたり、円満に解決するよう努めることとします。また、J U長野において売買が成立した場合、出品店・落札店の売買契約について、民法・商法に先立ち、本規約及び中商連オートオークションルールが第一次的な権利義務関係の基準となり、当事者間にこれに従った権利義務関係が形成される事とする。
- 2、クレーム事項・受付期間はJ U長野が定めるクレーム規定・中商連オートオークションルール等によるものとします。ただし基準に無い事項については、長野中販の流通委員会の裁定によるものとします。
- 3、クレーム受付期間は、別途定める規定による最終受付日の午後5時までとします。電話での受付としますが、祝祭日等の場合のみF A Xにて受付します。最終日が休日等でも受付日の延長はしません。F A Xでの受付の場合、休日明けの10時までにJ U長野に確認の電話連絡を入れるものとする。F A Xの未着及び確認連絡が無い場合は受付となりません。上記以外での受付・期間外の受付をしません。
- 4、クレームの処理方法は、J U長野が定める規定に則った値引きもしくはキャンセルとなります。
- 5、落札店は事前に十分な下見をした上で、オークションに参加する義務があります。よって現車確認できる事項については、検査等の見落としがあつた場合でも原則ノークレームとなります。入札ネットなどの外部応札システムを利用して落札する場合には下見代行サービス等を利用して現車確認をした上で、落札することとするのでノークレームとする。
- 6、出品申込書の記載内容との相違があつた場合は、出品申込書の記載内容を優先とします。出品一覧表・入力データ等は参考資料となります。資料の相違によるクレームは一切受け付けしません。
- 7、ローカルルールが一部摘要になる場合があります。
 - ・落札価格が10万円以下の車輛は出品申込書の相違の場合を除き、一切ノークレームとなります
 - ・E C V T異音のみの不具合はノークレーム
 - ・白煙のクレームについてR点・低価格・商談の場合、オイル上がり・下がりとはノークレーム
 - ・落札車両を自走した事により、オーバーヒート・焼きつき・異音等が発生した場合、原因の如何に関わらずノークレームとなります。自走される場合には車両確認を必ず行ってください。
 - ・メーター不一致のクレームにて、クレーム申告の根拠となる記録簿や車検証等に記載のある走行距離が記載違いの場合、訂正が出来る場合にはノークレーム、訂正が

出来ない場合には、明らかに記載違いの場合でもクレームとする。

- ・メーターの不一致のクレーム受付について、整備手帳・車検証などの送付した書類及び車内に車載の書類等にてメーター不一致を特定出来るものは受付期限を書類発送後1ヶ月間とする。
- ・骨格部分の軽微な損傷の見落としがあった場合でも、検査員・流通委員会の再検査の結果により、交換を伴わない軽微な損傷は認められるが評価点を3点とすることが出来る車輛についてのクレームをノークレームとします。

※評価点が1.5点以上、下がる場合にはクレーム対象とします。

- ・溶接パネルの交換を検査にて見落としがあった場合でも再検査の結果、評価点がR点になる場合や1.5点以上下がる場合を除き、ノークレームとする。
- 8、クレーム処理の結果、キャンセルとなった場合でも出品料・成約料の返還をいたしません。ただし修復歴クレームによるキャンセルで、その事由が査定ミスの場合のみ成約料を返還する。
 - 9、書類と一緒に提出されるべき、リモコン・保証書等が不足していた場合、書類発送後7日までに申出るものとする、以後のクレーム受付をしません。(後日送付の記載の有る部品等を含む)
 - 10、クレーム申立てにより、ディーラー等にて見積り等を取る場合、その費用は落札店が負担するものとし、申立てをした日を含めて申立てをした日を含めて7日以内に見積書の提出がない場合やその他連絡がない場合には、当該クレームの申立ての意思が無いものとみなし、当該クレームを認めない。なおJ U長野は催促及び期限の告知をしないので、クレーム申立てをした会員が期限内に提出する事とする。
 - 11、クレーム処理についてJ U長野AAは中立の立場で処理にあたることとする。ただし調整がつかない場合や、特殊な事情がある場合、流通委員会にて裁定をすることがある。会員はその裁定に無条件で従わなければならない。
 - 12、入札等の外部応札システムによる落札の場合でも、クレーム受付に関して、期間の延長や受付範囲の拡大をしないので、下見代行・後見代行などにて現車確認を必ず行ってください。
 - 13、クレームでキャンセルとなった場合、落札料は出品店負担となります。また落札店にかかる費用についても出品店が負担することとします。ただしメーターのクレーム等特別な場合を除き、加修費や他オークションでの手数料・販売遺失利益等は認めません。また、費用についてはJ U長野が認めたものに限りします。

第十章 その他

第50条その他

- 1、新車登録時に福祉車両として登録され、非課税の対象となる装置が付いたまま出品された場合、オークションでの税金の取扱も非課税とします。ただし会場側での非課税車の特定が困難なため、出品店・落札店いずれかからの申告により処理するものとします。ただしAA開催より2年を経過したものについての処理はしません。
- 2、リサイクル預託金相当額の取扱について、出品申込書に『預託の有無・預託金額』の記載が有るもの限り、精算します。預託の有無・預託金額のいずれか、または両方の記載が無い場合は精算しません。後申告を認めません。なお、下見用・落札伝票には預託の有無のみが表示され、金額表示しませんので、精算書及びリサイクルシステムホームページ等で金額の確認をして下さい。
- 3、この規約は平成24年4月10日より適用する。なお、本規約の適用日以前からの登録会員についても、適用日以降は本規約が適用される事を承諾した上でオークションに参加する事とする。

中商連オートオークション 統一ルール

(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール)

第1章 総則

1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJ Uオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

第2章 出品

1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

- ③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。

なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

- ⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。

社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が2万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要がある、記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

- ⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は、申告する必要がある、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑯. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由す

ることとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

④. タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章 落札

1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。

②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。

ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1) 基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

(2) 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店でかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。

ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

③. クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。

④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。

ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

⑤. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。

なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。

⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

第5条 雑則

1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附 則

この統一ルールは、平成24年4月1日から施行します。

別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式(輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6ヵ月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) <6ヵ月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD相違(パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6ヵ月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) <6ヵ月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
17	セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または、無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品(純正品)の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20	諸元相違(長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む 5日		当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む 5日		ノークレーム	当日含む 5日	当日含む 5日	
3	粗悪車	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー（出品店関与10万円・不関与5万円）+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
6	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費（陸送費やその他にかかる費用）は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
7	冠水車（申告なしの場合）	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8	接合車	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え（規格外）	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え（規格外）	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	FA ↔ F 5、AT ↔ MT 等 キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)
	6 8ナンバークिटの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サンルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 セルモーター・ダイナモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21 エンジン上部(タペット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 エンジン下部(メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機 関	25 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	26 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
機 構	27 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28 MTミッション不良(ギア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35 パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	36 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。
そ の 他	37 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
	39 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時：2万円(低価格車は1万円)
	42 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費 値引時：2万円
	43 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キーレス等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	主催商組が相当と判断した場合に限る。
47 コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
48 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
49 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る) ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る)の場合、10万円+出品料+成約料+落札料とする。 オークション当日以降の場合、10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数×2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替を依頼する場合。または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合⇒3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 印鑑証明書・・・3万円 委任状・・・2万円 譲渡証・・・2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)・・・2万円 記入申請書・・・2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 〈普通車〉 出品店名義の場合・・・5万円(実費含む) その他名義の場合・・・10万円(実費含む) 〈軽自動車〉 出品店名義の場合・・・3万円(実費含む) その他名義の場合・・・5万円(実費含む)
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円

落札限度額について

落札限度額の設定が一律300万円となっています。限度額を超えての応札はできません。落札限度額を超えての落札を希望される会員様におかれましては、事前に所定の用紙をJUI長野事務局へFAXのうえ電話にてお申し出下さい。ただし、お申し出をいただいても取引状況によってご希望に添えない場合もございますので予めご了承願います。

搬出について

落札頂いた車両は、全て入金確認後の搬出となります。陸送の手配をされる場合、会員番号・車名・入金予定日を陸送業者様へ確実にご連絡ください。入金確認ができていない場合、搬出できません(一部入金での搬出不可)。入金後搬出車両が未入金により、搬出できない場合であっても、搬出延長・クレーム延長の対象にはなりません。搬出期限は金曜日のpm5:00までです。申し出により日曜日の5:00まで搬出延長できます。期限内に搬出されない車両は強制出品(落札価格でのスタート流札)となります。強制出品、出品を取り消した場合も出品料がかかります。搬出時間は以下の通りです。

火曜日	水曜日	木曜日	金曜日(搬出期限日)	土曜日	日曜日	月曜日
終了後～ pm10:00	Am9:00～ pm8:00	Am9:00～ pm6:00	Am9:00～ pm5:00	Am9:00～ pm5:00	Am9:00～ pm5:00	残留車は 強制出品

クレーム延長について

クレーム延長はオークションの翌日PM5:00までに、所定の用紙にて申請(受付)がされたものに限り延長することができます。クレーム延長は遠隔地に限ります。遠隔地とは北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・茨城・岡山・鳥取・島根・広島・山口・香川・愛媛・徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄とします。

クレーム延長申込時に、陸送手配(入金後搬出の場合は入金も含む)が完了していない場合、受付できません。


クレーム延長は、車両到着日までとします。ただし最長でも3日間の延長までとなります。車両が未着でも、3日以上の上の延長はしません。

延長となるクレームは受付期間が『当日を含む5日間』としているものに限ります。

特殊車両(構内作業車等を含む)の取扱について

特殊車両については、外観のみの検査とします。応札(落札)される場合には現車確認・修復の状態等を確認の上、応札(落札)してください。

基本的にノークレーム扱いとなります。所有権移転に必要な書類は、車両によって異なる場合があるため、出品店・落札店双方にて必要書類の確認をするものとします。なお出品店への代金決済は落札店からの入金確認後とします。



関東甲信越

オークション統一基準

2004年4月1日発行
2007年4月1日第一次改訂
2009年4月1日第二次改訂
2011年4月1日第三次改訂

JU中販連関東甲信越連絡協議会

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.1

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定内容	
		評価点付 (現車・ネット)	R点/低価格 (現車・ネット)	商 談		
				現 車		ネッ ト
内 装	(1) 内装焦げ・切れ・しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。	
	(2) 異臭・雨濡れ	当日含む5日間	搬出前まで	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。	
	(3) ダック・グローボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。	
	(4) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	新車登録5年以内のもので部品代2万円以上のものとする。	
	(5) ジャッキ・工具・スパンナ・8ナガ・ネットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（ハンタグラフ 3千円・油圧 5千円）スベア（普通車 5千円・軽 3千円）8ナンバークिटは5万円以下とする。	
外 装	(1) 硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。飛石・傷はノークレームとする。*硝子の各状況の定義は別紙にて	
	(2) 車体色違い	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。	
	(3) 色替え	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により再検査とする。	
	(4) 鉄粉・P付着	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	必要により再検査とする。	
	(5) 塩害	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により再検査とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果JUが相当と判断したもの。	
	(6) レンズのヒビ・ドブシ・損傷	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。	
	(7) タイヤ・ホイール規格外・スチール	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給、もしくはタイヤ・ホイールともそれぞれ普通車1本5千円・軽自動車1本3千円とする。R点・低価格（ネット・現車とも）・商談のスタッドレスはノークレームとする。	
	(8) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	新車登録5年以内のもので部品代2万円以上のものとする。	
	(9) 外板のキズ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ただし、会場が相当と判断した場合に限る。	
電 装	(1) P/W・ハワート不良・ドアスイッチ不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	
	(2) ワンウェイ・ナビ・ナビ不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	新車登録7年以内に限りクレームとする。ただし、落札金額が50万円以上の車両は10年以内とする。	
	(3) イモビ不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	メインキーがなければクレーム（キャンセル可）とする。（複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）	
	(4) オデック不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	ネット（評価点付）・現車（評価点付）の場合で、新車登録7年以内に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。	
	(5) ワルツ不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	
	(6) IPT不良	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	
	(7) エンジン・不良・ガバナ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	
	(8) メータ類不良	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。但し、積算計不動はクレームとする。	
事 故	(1) 修復歴車・ルーフ××		当日含む5日間		必要により再検査とする。R点の場合のルーフ××はノークレームとする。	
	(2) 再検査による評価点「1.5点」以上の差		当日含む5日間		低価格車は除く。	
	(3) 粗悪車		当日含む5日間		通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、流通委員会による現車確認の結果相当と判断したもの。	
機 関	(1) バックバルブ・バルブ不良	当日含む5日間		ノークレーム	必要により現車確認とする。	
	(2) マルチスリ異音・焼き付き・圧縮不足		当日含む5日間		必要により現車確認とする。	
	(3) オイルヒートによるヘッド不良		当日含む5日間		必要により現車確認とする。	
	(4) 噴射バルブの不良または燃料もれ	当日含む5日間		ノークレーム	必要により現車確認とする。多少の漏れはノークレームとする。	
	(5) タンク・スロワー・チャージャー不良及び改造		当日含む5日間		新車登録7年以内に限りクレームとする。但し低価格は除く。必要により現車確認とする。軽微な音はノークレームとする。	
	(6) ワグイーター・オナーバルブ不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。必要により現車確認とする。	
	(7) イソソ不良による白煙		当日含む5日間		必要により現車確認とする。R点・低価格・商談の場合は修理代10万円以上に限る(オイル上がり・オイル下がりを除く)。オイル漏れはノークレームとする。	
	(8) イソソ乗せ替え(規格外)		事務局より書類発送後10日間		キャンセルの場合はペナルティ2万円とする。	
構 造	(1) ワラ不良(腐食等)	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録から3年以内のみ	
	(2) ワラが滑り		搬出前まで		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。搬出可能な場合は全てノークレームとする。	
	(3) MTミッド不良(ギア鳴き等)		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。	
	(4) ATミッド不良(滑り・ショック・クランク)		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。滑りは現車確認とする。	
	(5) デフ不良		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。	
	(6) ドライブシャフト不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。1本につき右記値引とする。(軽1万円・それ以外2万円)	
	(7) ABS・ブレーキ不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。	

JU関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.2

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定内容	
		評価点付 (現車・ネット)	R点/低価格(現車・ネット)	商 談		
				現 車		ネッ ト
機	(8) I7がッ不良	当日含む5日間			部品代2万円以上のものとする。装備品にO印の有無に係わらず、装着車で不良の場合はクレームとする。	
	(9) ヨッがッ不良 (I7がッ・ア7がッのみ)	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。	
構	(10) P/S7がッ・ボッがッ不良、4WS不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	
	(11) キー違い	ノークレーム				
	(12) ミョッがッ乗せ替え(規格外) FA~F5、AT~MT	事務局より書類発送後10日間			キョッの場合はハ7がッ2万円とする。	
表 示 違 い	(1) 燃料 (2WD/4WD、ガソリン/ディーゼル)	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		
	(2) ヨッ (707/715、オート7ギア、5速/4速)	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		
	(3) I7がッ・装備品の有無	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		
	(4) セ7がッ イトの不良・有無	当日含む5日間			セ7がッ イトに記載のある装備品は正常動作することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。	
	(5) 形状・ドア数	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		
	(6) 車名・型式・排気量・並行車・車種打刻(国産のみ)	事務局より書類発送後10日間				
	(7) 年式 (7がッ年式含む)	事務局より書類発送後10日間			キョッの場合はハ7がッ2万円(低価格車は1万円)とする。	
	(8) 登録年遅れ	事務局より書類発送後10日間			ノーペナキャンセルのみとする。マイナー・モデルチェンジから6ヶ月以上を経過したものとす。但し、国産車は3ヶ月とする。	
	(9) グレード (ハ7がッ オ7がッ含む)	事務局より書類発送後10日間			キョッの場合はハ7がッ2万円(低価格車は1万円)とする。現車がリスト表示グレードより上の場合はノーペナキャンセルのみとする。	
	(10) 検査期限	事務局より書類発送後10日間				
	(11) 乗車定員・積載量	事務局より書類発送後10日間				
	(12) 車歴 (リッ・営業・身障者仕様・その他改造)	事務局より書類発送後10日間				
	(13) 型式改の表示なし	事務局より書類発送後10日間				
	(14) 型式指定・類別番号なし	ノークレーム				
	(15) 保証書・記録簿の有無	事務局より書類発送後10日間			別紙対応とする。	
そ の 他	(16) ワンオーナー	事務局より書類発送後10日間			2万円以上の値引き。キョッの場合はハ7がッ2万円+実費とする。実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他AA転売に伴う費用は含まないものとする。	
	(17) メーターの不一致	オークションより6ヶ月間			出品店が関与している場合はこの限りではない。	
	(18) メーター(積算計)の故障	オークション当日含む5日間				
	(19) 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム			車検証との相違の場合に限りクレームを受け付ける。車輻に関する内容はノークレームとする。	
	(申告なしの場合)	オークションより6ヶ月間				
	(20) 接合車	オークションより6ヶ月間				
	(21) 盗難車	申し立て期間の制限なし				
	(22) 消火器の散布跡車	オークションより3ヶ月間			現車確認の上クレームとする。	
	(23) ガ7 CD・リ7がッ・CD7がッ・キ7がッ等の付属部品	各JU会場の期限による			操作するのに必要な部品の為、装備品にO印またはセールスポイントに記載をした場合は、部品代が2万円以下でも現品支給または値引とする。	
	(24) 社外品 外装関係	当日含む5日間	ノークレーム		現品支給・値引き・キャンセルいずれかの対応とする。但し会場が相当と判断した場合に限る。	
(25) ヨ7がッア7がッ欠品	オークション当日含む5日間			値引き・キャンセルいずれかの対応とする。		
(26) 前項各本文に該当する場合でも、当会場が相当と認めた場合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。		

※ 「ネット」とは、「JUリアル・JU入札・在宅」による応札車輛を意味し、クレーム受付期間はオークション日を

含む5日間とし、車輛が未着の場合は申し出があり、会場が認めた場合のみクレーム受付期間の延長を認めます。

※ 「低価格車」とは、落札金額が20万円以下(普通車・軽ともに)を対象とします。

※ クレームの対象となる部品代について 10万km未満の場合は、2万円以上
10万km以上の場合は、5万円以上

※ 初度登録より10年または10万km経過車両はノークレームとします。

(I7がッ・ミョッの重大箇所、並びに重要装備品の欠品・記載ミス・事故項目等の重大項目に関する場合のみクレームとします。)

※ 硝子の各状況の定義

キ ス 目立つキズ

飛 石 ボールペン先ぐらいのもの

ヒビ割 500円玉程度のもの

爪7跡

× 要 交換を要する損傷

※ 基準にないものは各会場のルールにより対応します。

その他クレームの裁定にあたって

本裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が、理解並びに協力頂くことを目的とします。

当事者は、出品に際し出品車輛をあらかじめ点検し、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って受付期間内に発生したクレームについては、クレーム裁定基準に基づき出品店責任とします。

- (1) AAにて落札後、他のAAに転売した場合は一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難はこの限りではありません。
- (2) クレーム事項（部品代）が、10万キロ未満の場合は2万円以下・10万キロ超の場合は5万円以下（免費）はノークレームとします。
（欠品は2万円以上とする。）工賃はクレーム対象としません。
- (3) クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輛に対して2度・3度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式のクレーム、その他会場が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 出品車輛の乗車定員は出品リストに明記する必要がある、特にライトバンに於いての1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員未記入の場合は、会場の判断によりクレームとなる場合があります。
- (5) 輸入車の場合、ディーラー車・並行車（新車・中古車）、モデル年式・登録年式を必ず申告する義務があり、未記入の場合はクレームとなる場合があります。尚、その場合並行車に関してはモデル年式をクレーム対象年式とします。
- (6) 社外品に関しては、出品店注意事項欄に申請の義務があり、未記入の場合はクレームとします。また社外品が多数ある場合は重要部品を必ず明記することを必要とします。
- (7) クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際にかかる費用は落札者で負担し保証継続を行い、メーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合は、クレームとします。
- (8) クレーム申し立ての為ににかかる費用（ディーラー見積り費用）については、落札店負担とします。
- (9) 部品支給にて対応する場合は、会場を経由することとしますが、出品店・落札店の合意があれば出品店から直接落札店へ送付できることとします。この場合の送料は出品店負担とします。出品店が会場に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
- (10) マルチV・ステレオ・エアコン等のCDディスク・リモコン及びリモコンキー等の付属部品は、書類と一緒に事務局へ提出するものとし、各U会場の設定期間までクレームを受け付けます。出品車に入れたままで盗難にあっても会場に責任はなく、出品店の責任としてクレームを受け付けます。操作するのに必要な部品の為、部品代が2万円以下でも現品支給または値引きとします。
- (11) セールスポイントに記載ある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格問わずクレームとします。また、*セーフ* イト欄外に記載の場合で、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、*セーフ* イトと同等の扱いとする場合があります。
- (12) クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店のかかる諸費用は出品店負担となります。
（基本的に、販売逸失利益は含まれません。）
- (13) エアバック装着車輛（標準・オプション問わず）で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック修理要」または「エアバック欠品」という表示が必要であり、表示のない場合はクレームとします。社外ハンドルの記載がある場合には、運転席エアバックは欠品扱いとします。
- (14) R点評価車輛の場合は、出品申込書に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でもノークレームとします。
- (15) 出品店は、瑕疵箇所・欠品等（粗悪車）の申告については表示の義務があり、紛らわしい表示の場合は会場の判断によりクレームとします。
- (16) 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
（エンジンオーバーホールを含む。）
（理由）「異音」は「異常な音」という解釈に基づき、「修理要す」という表示がなくても何らかの修理が必要と判断すべきであるため。
- (17) 落札店がクレームの申し立てををする場合は、必ず会場事務局に連絡するものとし、事務局の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- (18) 評価点付車輛がクレーム申し立てをし、再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店のかかる費用は、出品店と会場にて折半とします。
- (19) 落札店が、会場に対してクレーム申し立てをした日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合は、ノークレーム扱いとします。
- (20) 出品車輛の内外装評価（A・B・C・D・E）並びに事故評価（大・中・小）についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしてもノークレーム扱いとします。
- (21) 出品店が会場に出品した現車がネットで落札された場合、落札店の申し出によりクレームが発生した場合、クレームの対応はネット扱いとします。
- (22) 出品リストと出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。

年式・グレード・車検月違い

年式	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
グレード	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
車検月		
（車検月相違6月以内）	： 値引きの場合	： 1ヶ月（普通車5千円・軽自動車3千円）×残月数とする（上限は6ヶ月とする。）
	： キャンセルの場合	： ノーペナキャンセルとする
（車検月相違6月超）	： 値引きの場合	： 1ヶ月（普通車5千円・軽自動車3千円）×残月数とする（上限は6ヶ月とする。）
	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
車検付出品が抹消の場合		
	： 値引きの場合	： 個別対応とする
	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）

保証書・記録簿について

保証書・記録簿の未着の受付については、事務局より書類発送後10日間とします。

未着を受付してから発送及び再交付の期限は2週間とし、その時点でも対応できない場合は、値引き処理とします。

保証書・記録簿は、書類と共に事務局に提出するものとします。

出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームになります。

保証書とは、新車登録の販売店名の記載があるものとします。

④保証期間が過ぎたものについては、出品車両の保証書であると確認できる場合に限り、販売店欄がなくとも保証書とみなします。

記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検）を行っているものとし、無い場合は記載違いにて2万円の値引き処理とします。

但し、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車輛に限り、法定点検を1度でも受けた場合は記録簿とみなします。

法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

保証書は、メーカー規定保証期間とし、メーカー規定保証期間車輛についてはキャンセルまたは下記値引き処理とします。

新車登録（保証書登録）	値引き額
当年 ～ 1年落ち	5万円
1年 ～ 2年落ち	4万円
2年 ～ 3年落ち	3万円
3年 ～ 5年落ち	2万円

尚、保証期間経過車輛については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とします。

新車登録5年以内の車輛でキャンセルの場合は、ペナルティ1万円とします。

メーターのクレーム対応について

メーター改ざんのクレーム受付期間は、AAより6ヶ月とします。

（ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、事務局から書類発送後1ヵ月以内とします。）

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ（出品店関与の場合10万円・不関与の場合5万円）+諸経費（逸失利益は含まない）

かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

「車検証走行距離誤記入」の対応について

クレーム受付期間：書類発送日から1ヵ月間とします。

記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル

記録簿で確認できない場合：キャンセルの場合、5万円のペナルティ

「タコグラフ交換」の取り扱いについて

記録がある場合：「交換車」として取り扱う。

記録がない場合：「改ざん車」として取り扱う。

確認できない場合：キャンセルの場合、5万円のペナルティ。

メーター交換記入漏れのクレーム対応について

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ5万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

メーター故障による「セットアップ交換」について

ディーラーによる「セットアップ交換車」は“実走行”で表示します。

積算計1回転車輛の対応について

クレーム受付期間は、事務局より書類発送後6ヶ月間とします。

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ5万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

走行「#」表示車輛のキャンセル対応について

クレーム受付期間は、AAより6ヶ月とします。

出品申込書に走行不明「#」の記載のある場合でも、落札店から記録簿等によりメーター改ざんが立証された場合はクレームとします。その際のキャンセルについてはノーペナルティとし、諸経費（陸送費・その他かかる実費等）は請求できません。

（落札店も、走行不明である旨を承知で落札している理由による。）

ワンオーナーについて

「ワンオーナー」とは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専門店に名変したのも対象とします。

尚、書類の確認により「ワンオーナー」でなかった場合は、事務局より書類発送後10日間以内の場合に限り、

値引き：2万円以上

キャンセルの場合：ペナルティ2万円＋実費

* ここでいう実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他AA転売に伴う費用は含まないものとします。

S点における評価点相違のクレーム対応について

5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

特殊車両について

特殊・特装車両等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。

④ノークレーム車両の定義：①初度登録より10年または10万km経過車両。②R点・低価格。③商談により購入された車両。

3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を明記して下さい。

「明記のない場合は有り」とみなし、「期限切れの場合は無し」とみなします。

裁定基準

①特殊・特装用途箇所（重要装備品）の不良について

* 通常のクレーム対象車両 …… 部品代2万円以上

* ノークレーム車両 …… 部品代5万円以上

* 正常に作動しない原因が消耗品（オイル・ワイヤー等）の場合はノークレーム

②上物（特殊・特装部品）の年式が古い場合について

* 2年以上の場合はクレームとします。

出品店注意事項

1. 出品申込書の記入が著しく紛らわしく誤認ある場合は、出品店責任となります。

2. 「R点」車輛は原則ノークレームとなっておりますが、エンジン・ミッション等の重要箇所については内容によりクレームとなる場合がありますので、よく点検して出品して下さい。

3. 不良箇所については、出品申込書特記事項欄に明記して出品して下さい。未記入の場合、出品店責任になる場合もあります。

4. 「セールスポイント」は、出品車輛のセールスとなるポイントのもの（純正・社外品を問わずの装着品）を記載する欄とし、記載した装備品が万が一不良・故障又は欠品の場合はクレームとなります。

「不良内容・欠品・出品店注意事項欄」は、車輛の不具合（不良）内容を、不良箇所・状況とも具体的に記載する欄・標準装備品の欠品・社外品装着がある場合の記載欄とさせて頂き、記載の無き場合又は紛らわしい表示内容の場合はクレームとなる場合があります。

5. 出品申込書の装備品の欄は純正（メーカー・ディーラー）装備品のみとし、社外品との重複記載の場合はクレームとします。尚、純正品が提出できない場合は値引き2万円の処理とします。

6. メーターに疑義がある場合は、出品申込書の走行km記入欄に「#」を記入し、疑義の根拠及び推定走行またはメーター交換時の走行kmを注意事項欄に明記して下さい。

7. 出品車輛が車検付の場合は、出品申込書に車検月・登録番号を必ず記載する義務があり、車輛にカガプレートが装着されていることが前提となります。従って名変中車輛（普通車）は、トラブル防止等の関係上出品取消し、AA出品車から外させていただきます。（尚、出品料は徴収させていただきます。）

8. 出品申込書に、車色・色コード（カー番号）は必ず記載して下さい。基本的に車体色と色コード（カー番号）が違う場合は、色コードを優先します。

落札店注意事項

1. 「現車オークション」については、「下見による現車確認」が基本となっておりますので十分下見をした上でセリに参加して下さい。

2. 「ネット車輛」については、現車が到着した時点で「出品申込書」の記載内容と「現車」を確認して下さい。

尚、クレームの受付期間はオークション日を含む5日間とし、車輛が未着の場合は、申し出があり会場が認めた場合のみクレーム受付の延長を認めます。

JU関東甲信越パナルティ裁定基準

パナルティ事由	パナルティ裁定																									
(1) 落札店の都合によるキャンセル (但し、当該自動車のセリ終了後30分以内に申し出のあった場合に限る。)	ペナルティ 5万円 + 成約料 + 落札料 とする。																									
(2) 出品店の都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	AA当日 10万円 + 成約料 + 落札料 AA当日以降 (落札店が承諾の場合) 10万円 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない)																									
(3) 納税証明書が成約車両に添付されていない場合、車検満了日の2ヶ月前までに提出することとする。																										
(4) 出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当会場に書類を提出しない場合	1万円の制裁金を科する。以降、1日を経過するごとに2千円づつを加算する。																									
(5) 出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても当会場に書類を提出しない場合	それまでの延滞について落札店の解約を認め、10万円の制裁金 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない) を科する。																									
(6) 落札車の名義変更期限はオークション開催日の属する月の翌月末とし、翌々月の5日までに名変コピーを当会場に提出するものとする。	翌月末までに名義変更がなされない場合、また、翌々月の5日までに名変コピーが提出されない場合、1万円のペナルティを科すものとする。																									
(7) 落札店が、オークション当日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポスを一時停止する。 AAより6日目以降 ⇒ 1日当り 落札台数 × 2千円を徴収する。 但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ポス登録の取消し (オークション参加資格の取消し) をすることができる。																									
(8) 書類期限が、会場到着日を含め1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出品車の書類有効期限 (1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものとは) 例 : 受付が2月 7日の場合 ⇒ 3月 7日以上の有効期限があるもの ※ 受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの 例 : 受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの </div>	必ず会場を仲介して、下記金額にて差替えをする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">印鑑証明</th> <th rowspan="2">委任状</th> <th rowspan="2">譲渡書</th> <th>その他証明書</th> <th rowspan="2">記入申請書</th> </tr> <tr> <th>(原本/抄本/住民票等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>ディーラー・専門家名義</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>5万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>		印鑑証明	委任状	譲渡書	その他証明書	記入申請書	(原本/抄本/住民票等)	出品店名義	2万円	2万円	2万円	1万円	2万円	ディーラー・専門家名義	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円	その他名義	5万円	2万円	2万円	1万円	2万円
	印鑑証明					委任状		譲渡書	その他証明書	記入申請書																
		(原本/抄本/住民票等)																								
出品店名義	2万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
ディーラー・専門家名義	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
その他名義	5万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
(9) 落札店が、書類期限1ヶ月後の応答日未済のものを承諾した場合 (ただし、出品申込書の“特記事項”に記載のあるものを除く。)	出品店より落札店へ、1万円を支払う。																									
(10) 出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらった場合	出品店より落札店へ、5千円を支払う。																									
(11) 落札店が、書類一式 (移転・抹消) を紛失した場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>5万円 (実費含む)</td> <td>3万円 (実費含む)</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>10万円 (実費含む)</td> <td>3万円 (実費含む)</td> </tr> </tbody> </table>		普通車	軽自動車	出品店名義	5万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)	その他名義	10万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																
	普通車	軽自動車																								
出品店名義	5万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																								
その他名義	10万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																								
(12) 保証書・記録簿の未着を受付してから、発送または再交付の期限2週間を経過した時点で、対応できない場合	出品店に、1万円の制裁金を科する。 新車登録5年以内の車輛で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金1万円とする。																									
(14) 出品車輛の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合	出品店に、2千円の制裁金を科する。																									
(15) 出品車輛の走行距離とメーターの不一致	原則として、(関与の場合10万円・不関与の場合5万円) + 実費を科する。 実費については、当会場にて調整する場合があります。																									
(16) 出品店の出品リストへの記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合	出品店より、成約料・落札料・(クレーム内容によってはペナルティ)・落札店のかかる費用を徴収する。																									